

INES 7 引上げに係る事実関係
(外務省ホームページへの掲載文)

平成23年4月18日

- 1 4月12日、我が国は、福島第一原発事故が国際原子力事象評価尺度（INES）のレベル7に相当すると判断し、これを公表した。この変更は、放射性物質の総放出量を推定するためのデータが集まったため、計算した結果を国際基準に従い評価した結果であり、現在、福島第一原発の状況が悪化しているためでは全くない。また、放射性物質のほとんどは事故発生以降の数日間で放出されており、現在、大気中の放射線量は徐々に減少している。例えば東京における放射線量は一度も健康に問題を生じさせる数値となったことはなく、安定的に低下し続け、現在ではほぼ通常の数値である。今後も放射性物質に関するモニタリングを続けていく。

- 2 福島第一原発事故は、チェルノブイリ原発事故とは、原因も態様も異なっている。第一に、チェルノブイリでは原子炉そのものが爆発したのに対し、福島第一原発事故では、原子炉は自動停止し、大規模な火災は発生しておらず、放射性物質の放出も限定的である。IAEAも、この点に言及し、双方は異なるとしている。第二に、放出された放射性物質の総量は現時点でチェルノブイリ事故よりはるかに少ないと試算されている。第三に、福島第一原発事故では放射線障害で亡くなった方はいない。

- 3 なお、国際民間航空機関（ICAO）、国際海事機関（IMO）や世界保健機関（WHO）などの関係国際機関は、渡航制限等の過度な対応は必要ないとする客観的な評価を行っている。

（了）